

○美里町中小企業等物価高騰支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の物価高騰により電気料金の支出増大により経営に支障をきたしている中小企業・小規模企業に対し、予算の範囲内において美里町中小企業等物価高騰支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、美里町補助金等交付規則（平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 基本法第2条第5項に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 電気料金 中小企業及び小規模企業の業務に要する電気に係る料金をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす個人事業主又は法人とする。

- (1) 前条で定める中小企業又は小規模企業であること。
- (2) 主たる事業が統計法第二十八条第一項の規定に基づく産業に関する分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類のうち、C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉又はRサービス業のいずれかに該当する事業を営んでいること。
- (3) 事業用太陽光発電のみを行う事業者でないこと。

- (4) 個人で土地・建物等の賃貸のみを行い、その他の事業活動を行っていない事業者でないこと。
- (5) 令和8年4月1日（以下「基準日」という。）時点で、町内で事業を継続して営んでいること。
- (6) 令和8年度以降も町内で事業継続する意思があること。
- (7) 美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当せず、同条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (8) 町税に滞納がない者であること。
- (9) 個人事業主にあつては、直近3年間の確定申告における事業収入のうち120万円を超える年が1年以上あること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨から適当でないと町長が判断するものでないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 中小企業 10万円
- (2) 小規模企業 3万円

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金振込先の預金通帳の写し
- (2) 中小企業又は小規模企業に該当することが確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項に規定する指定する期日は、令和8年9月30日とする。

3 交付申請は、1申請者につき1回を限度とする。

（補助金の交付）

第6条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条第1項の規定により、補助金を交付するものとする。

（様式の特例）

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書は、美里町中小企業等物価高騰

支援補助金交付申請書（様式第 1 号）とする。

- 2 規則第 7 条第 1 項に規定する補助金等交付指令書及び規則第 12 条に規定する補助金等の額の確定通知書は、美里町中小企業等物価高騰支援補助金交付指令書兼確定通知書（様式第 2 号）とする。

（様式の変更）

第 8 条 事務の簡素化、効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合等は、この要綱に定める様式を変更して使用することができるものとする。

（適用除外）

第 9 条 この要綱の規定は、この要綱に規定する補助金以外に令和 7 年 11 月に閣議決定された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町からの補助金、支援金その他これらに類する給付金の交付を受けた中小企業及び小規模企業については、適用しない。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。